

令和 5 年度 御菌小 暴風・暴風雪・大雨・洪水警報発表時の児童の登下校について  
警報が発表されている時は、児童の登下校や授業について次のように対応します。ご理解とご支援・ご協力をお願いします。

## 1 始業（午前 8 時 15 分）前

（1）「特別警報」が発表された場合 → 対応の原則「ただちに命を守る行動をとる」

① 登校させないでください。

② ただし、警報が午前 11 時までに解除された場合は、解除後余裕をもって、当日の授業を行います。安全を確認して登校させてください（給食の有無等については、メールで連絡します）。警報が午前 11 時を過ぎても解除されない場合は、臨時休業とします。

（2）「暴風警報・暴風雪警報」が発表された場合

① 登校させず、自宅待機させてください。

② 警報が午前 11 時までに解除された場合は、解除後余裕をもって、当日の授業を行いません。安全を確認して登校させてください（給食の有無等については、メールで連絡します）。

警報が午前 11 時を過ぎても解除されない場合は、臨時休業とします。

（3）「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

① 登校を原則としますが、通学路が危険と判断される場合は登校させないでください。

② 状況によって、臨時休業あるいは自宅待機とする場合は、午前 6 時から午前 7 時の間にメールで連絡します。

※上記にかかわらず、道路、橋梁の決壊、浸水等により登校の危険が予想され、保護者が危険であると判断される場合には登校させないでください。その場合は学校まで連絡をお願いします。

※登校に危険が予想され通常と異なる取り扱いをする場合は、メールで連絡します。

## 2 始業（午前 8 時 15 分）後

（1）「特別警報」が発表された場合

原則として、授業をすぐに中止し、状況に応じ学校待機、保護者への『引き渡し』を行います。メールで連絡します。

（2）「暴風警報・暴風雪警報」が発表された場合

原則として、授業をすぐに中止し、速やかに帰宅させます。基本、保護者への『引き渡し』の形で行います。メールで連絡します。（給食後に引き渡しとなる場合もあります。）

（3）「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

状況に応じて、2（2）の項に準じて対応します。

※ 警報の発表範囲は、「伊勢市」。（伊勢志摩地方、三重南部、三重県全域の場合も範囲内）

※ 臨時休業または自宅待機の場合、自宅学習を原則とします。